

福岡地区水道企業団共同企業体事務取扱要領運用基準

平成21年8月1日決裁

福岡地区水道企業団共同企業体事務取扱要領を適用する場合の運用基準を次のように定める。

1 第3条第2項関係

第3条第2項に掲げる対象工事を共同企業体に発注する場合の当該共同企業体の構成は、概ね次のとおりとする。

なお指名基準の趣旨を踏まえ、地場業者の施工能力等を勘案のうえ、可能な限り地場業者を共同企業体の構成員に加えるものとする。

(1) 土木工事・管工事Ⅱ種

予 定 金 額	構 成
5億円以上10億円未満	A+A
10億円以上20億円未満	A+A+A
20億円以上	A+A+A+A

(2) 建築工事

予 定 金 額	構 成
3億円以上5億円未満	A+A及び単体
5億円以上10億円未満	A+A
10億円以上25億円未満	A+A+A
25億円以上	A+A+A+A

(3) 電気、管工事

予 定 金 額	構 成
2億円以上4億円未満	A+A
4億円以上10億円未満	A+A+A
10億円以上	A+A+A+A